

○江戸川区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定
等に関する規則

平成十八年三月二十九日規則第八号

改正

平成二一年 五月 一日規則第三六号

平成二一年 九月 一日規則第五一号

江戸川区指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定
等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第二条 法第七十八条の二第一項及び第百十五条の十二第一項の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。

2 法第七十八条の二第一項及び第百十五条の十二第一項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

一部改正〔平成二一年規則三六号〕

(変更の届出等)

第三条 法第七十八条の五の規定による届出は、施行規則第百三十一条の十三第一項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

2 法第百十五条の十五の規定による届出は、施行規則第百四十条の三十第一項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

一部改正〔平成二一年規則三六号〕

(指定の辞退届)

第四条 法第七十八条の八の規定による届出は、指定辞退届により行うものとする。

一部改正〔平成二一年規則三六号〕

(指定の更新)

第五条 法第七十八条の十二及び第百十五条の二十一の規定による指定の更新の申請は、指定更新申請書により行うものとする。

追加〔平成二一年規則五一号〕

(業務管理体制の届出)

第六条 法第百十五条の三十二第二項の規定による届出及び同条第四項の規定による区分の変更の届出は、業務管理体制届出書により行うものとする。

2 法第百十五条の三十二第三項の規定による届出事項の変更の届出は、業務管理体制変更届出書により行うものとする。

追加〔平成二一年規則五一号〕

(事業所情報の提供)

第七条 区長は、第二条から前条までの申請に係る指定又は届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、国、東京都及び国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 三 指定等の年月日
- 四 指定等の有効期間満了日
- 五 事業開始年月日
- 六 運営規程
- 七 介護保険事業所番号
- 八 業務管理体制の届出に係ること。

一部改正〔平成二一年規則五一号〕

(様式)

第八条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

一部改正〔平成二一年規則五一号〕

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、事業所の指定等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成二一年規則五一号〕

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 区長は、この規則の施行日前においても、事業所の指定等に関し、必要な手続を行うことができる。

付 則（平成二一年五月一日規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二一年九月一日規則第五一号）

この規則は、公布の日から施行する。